



# 監事監査報告書

令和5年5月17日

学校法人札幌大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人札幌大学

監事 志田 篤 俊   
監事 井上 奈穂子 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人札幌大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人札幌大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）における業務並びに財産の状況について監査を行いましたので、その結果について次のとおり報告します。

## 1. 監査の概要

監事は、令和4年度学校法人札幌大学監事監査計画に基づき、業務監査及び会計監査を実施しました。

業務監査については、事業計画及び計画推進への取組状況、特に、平成31年3月に策定した中長期構想における中期計画（令和4年度改訂）に関する施策の進捗状況について、法人業務として、法人の業務執行が経営方針に沿って、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているか、特に、意思決定手続きに関する事項について、教学業務として、教育研究活動が経営方針に沿って、法令、学則等に準拠して適正に執行されているか、特に、各種委員会等の教学組織の運営状況について監査を行いました。

会計監査については、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、予算統制制度に基づき適正に執行されているか監査を行いました。

## 2. 監査の方法

監事は、理事会、常勤理事会など重要な意思決定を行う会議への出席のほか、担当部署からの事業実施状況の聴取、各種会議の議事録のほか重要書類等の閲覧及び会計に関する計算書類等の調査を行い、会計監査人である監査法人ライトハウスから、期中、期末の会計監査に係る説明を受けるとともに、意見交換を行いました。

また、内部監査室から内部監査の実施状況について聴取を行いました。

## 3. 監査の結果

- （1）法人業務及び教学業務または財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- （2）会計に関する計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（附属明細表を含む）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上